

東京都児童福祉審議会 第2回専門部会
(児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて)

資料集

資料集目次

○ 要保護児童対策地域協議会「代表者会議」「実務者会議」の実施状況について	1
○ 要保護児童対策地域協議会「進行管理会議」の実施状況について	2
○ 要保護児童対策地域協議会「個別ケース検討会議」の実施状況について	3
○ 要保護児童対策地域協議会の運営で困難に感じていること	4
○ 医療機関からの虐待通告の状況について	7
○ 医療機関における虐待対応力強化事業について	8
○ 児童虐待防止研修セットについて	9
○ 東京ルールの概要	10
○ 平成22年度子供家庭支援センター相談体制調査の集計結果について	11
○ 子供家庭支援センターの運営状況について	12
○ 平成23年度子供家庭支援センター相談職員配置状況	13
○ 児童相談体制（チーム制）の強化 23年度～	14
○ 任期付児童福祉司の状況	15
○ 保護者指導措置したケースの指導内容について	16
○ 対応困難ケースの状況（年齢別の状況）	17
○ 子供家庭支援センターと母子保健部門との連携状況について	18
○ 子供家庭支援センターと母子保健部門との連携効果、児相以外の連携先について	19
○ 子育て不安や虐待防止の観点で特に有効だと思う子育てサービスについて	20
○ 児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール（「東京ルール」）	21

要保護児童対策地域協議会「代表者会議」「実務者会議」の実施状況について

子供家庭支援センターへのアンケート(平成23年9月 少子社会対策部実施)

■ 代表者会議

22年度開催回数(平均)	1. 2回
--------------	-------

■ 実務者会議

22年度開催回数(平均)	実務者会議の内容(該当するものをすべて回答)					
	実績報告	事例検討	関係機関報告	研修	講演	その他
5. 8回	49	38	45	16	20	15

○特徴のある実務者会議等の設置例

A市	実務者会議内に、①児相と医療機関等による「特定妊婦支援チーム」、②児相と民生児童委員、警察等による「要支援・要保護児童支援チーム」、③教育センター、健康推進課を加えた「就学前後連携のための支援チーム」を設置。個別事例一覧により状況確認をしている。
B市	実務者会議内に「乳幼児会」「児童・生徒会」を設置し、保健部門、学校、保育園など各関係機関と密に協議するほか、児童福祉部門と保健部門からなる虐待防止分科会を設置し、妊娠期からの支援について連携強化を図っている。
A区	実績報告を中心とした実務者会議、児相と支援センターによる進行管理会議のほかに、実務者会議メンバーを中心とした地域ネットワーク会議を設置。区内を4区分に分け、2か月に一度、個別事例の進行管理を行っている。

要保護児童対策地域協議会「進行管理会議」の実施状況について
子供家庭支援センターへのアンケート(平成23年9月 少子社会対策部実施)

■ 進行管理会議

○22年度開催回数

平均
6.9回

○進行管理会議の登録ケース件数(平成23年9月1日現在)

500ケース以上	300～499ケース	200～299ケース	100～199ケース	50～99ケース	49ケース以下
5自治体	5自治体	9自治体	17自治体	8自治体	18自治体

登録ケースのうち、特定妊婦ケース

全区市町村合計 70件

○進行管理会議の構成メンバー(該当するものをすべて回答)

子家セン	児相	保健所等	警察	その他
55	51	18	7	15

○構成メンバー「その他」の具体的内容

A区	家庭相談センター(ひとり親、DV等担当)、地区担当保健師(5総合支所)
B区	教育委員会・子ども総合センター発達支援コーナー・保育課
C区	生活福祉課、教育センター
D区	教育委員会指導室、教育センター、放課後クラブ担当、保育課、子ども女性相談担当
E区	案件に応じて、子家センのみ／子家センと児相／子家センと保健所等のメンバーで実施
F市	教育委員会指導課・障害福祉課・保育課・健康推進課・小児科医
G市	子ども育成課、障害者福祉施設、総合教育相談室
H市	福祉担当課ケースワーカー、教育相談所、保育所
I市	教育委員会・男女平等人権担当課・障害者相談室・生活福祉課
J市	児童館・保育園・幼稚園・教育委員会・主任児童委員・児童福祉施設・社会福祉課・障害福祉課・子ども育成課・子育て支援課
K市	子育て支援課
L市	教育委員会・保育園・幼稚園・民生委員・福祉事務所
M市	都立病院・民生委員児童委員協議会・私立保育園長会・更生保護女性会・教育部門・市立幼稚園・保育部門(地域子育て支援担当)、生活保護部門・障害者福祉部門・母子保健部門・女性センター・母子自立支援部門・子育て支援部門
N市	保育園・医師会・民生児童委員
O町	福祉・健康担当課課長、その他関係機関

○進行管理会議の実施方法(該当するものを1つ回答)

全件確認	動きのある案件	特に重要な案件	その他
36	8	3	13

○進行管理会議実施方法「その他」の具体的内容(例)

A区	データは全件確認、協議るのはその時点で情報共有の必要性のあるケース
B区	動きのあるケースと各月の新規ケース
C区	新規ケースおよび特に協議が必要なケースを優先に3ヶ月で1サイクル確認できるよう、管理順に検討
D区	虐待が多く、3ヶ月に1回ずつ行っており(1ヶ月に100件程度)、各月の新規受理ケースについては別途会議を開き実施
F区	全件報告し、動きのあるケース、重要なケースを特出しする
G区	要保護全件及び要支援等で重要な案件、動きのあるケース
H区	児童相談センターとの間で、児童相談センター主担当ケースの確認、家庭復帰ケースの確認
I区	1か月に1回開催のため、1ヶ月間の新規ケースを実施
J市	3ヶ月を1サイクルとし、全ケースを把握するようにしている
K市	東京ルール該当ケース(虐待・養育・非行)
L市	各回ごと1～3(全件/動きのあるケース/特に重要な案件)のどれかを重点的に実施

要保護児童対策地域協議会「個別ケース検討会議」の実施状況について

子供家庭支援センターへのアンケート(平成23年9月 少子社会対策部実施)

■ 個別ケース検討会議

○平成22年度開催回数

平均開催回数
74.0回

注) 開催回数については、1回の会議=1件の事例検討として取扱っている自治体と、複数件数の事例検討を行っても1回の会議として取扱っている自治体がある。

○個別ケース検討会議で取扱ったケースの件数

合計件数

300ケース以上	200～299ケース	100～199ケース	50～99ケース	30～49ケース	10～29ケース	10未満
3自治体	1自治体	11自治体	12自治体	8自治体	17自治体	10自治体

注) きょうだいのケースについては、人数分のケース数(例:3人きょうだい→3ケース)として取扱っている自治体と、まとめて1ケースとして取扱っている自治体がある。

要保護児童対策地域協議会の運営で困難に感じていること 子供家庭支援センターへのアンケート(平成23年9月 少子社会対策部実施)

■効率的な会議運営について

- 1 参加機関が増え、ネットワークが広がってきており、各機関の情報を共有し、また役割を把握していく、いかに効果的にネットワークを構築していくか。
- 2 より効果的な機関連携のための協議会運営について、どう進めていくかが課題である。
- 3 年4回開催の実務者会議の、開催内容について、どのような効果を求めたらよいのか不安を感じている。
- 4 ケースの進行管理を実務者会議の場で定期的に行うのが理想だが、人口規模やケース数により困難な状況である。23年度は実務者会議を警察地域ごとに開催し、特色ある事例の確認やと地域の情報交換等を行う予定である。
- 5 対応件数が多く、関係機関が求める頻度で訪問や情報提供等のやりとりができるにくい。要対協で取扱うケースかどうか、判断が困るケースがあるが、対応できる機関が無い場合、抱えてしまうことがある。
- 6 関係機関の委員の日程調整が困難で、全員が一同に会することが難しい。
- 7 複数回の開催を目指しているが、対応ケースが増加している中難しい。
- 8 全ケースの把握は必要だと感じ実施しているが、時間がかかる。
- 9 報告ケースが多く報告を共有することに時間要する。関係者の日程調整。
- 10 実務者会議のメンバーが、課長クラスなので、進行管理もその場での活用となり、実際の関わりが薄いため係長クラスに変更したい。
- 11 多数の関係機関で構成しているが、全機関をそろえる(日程調整)が難しい。また、代表者会が年1回なので会議の進め方や内容に苦慮する。
- 12 構成メンバーが多岐にわたる(消防署、高校も含む)為、個別の事例を検討することが困難。共通意識、共通課題を持つことが難しい。
- 13 児相主担当ケースの個別ケース会議の調整、実務者会議の持ち方(不登校・発達など、内容別の開催の必要性)。
- 14 ①代表者会議が報告と伝達の場になっており、討議が深まらない。②実務者会議で進行管理や事例検討を行っているが、ケースの報告をするだけでも時間がかかり、各機関の連携のあり方について話すレベルに至っていない。
- 15 今後、課題(テーマ)別の分科会なども検討していく必要あり
- 16 代表者会議・地域ネットワーク会議・関係者会議の三層構造を成し、それぞれの目的に応じ適切に運営されているが、集約した情報を関係機関へフィードバックする方法等についての検討。
- 17 実務者会議の実施方法について、関係機関の実務者代表による会議を運営していた(研修型や事例検討)。21年度から、実務を円滑にするために関係機関の顔の見える関係づくりと地域での事例の共有をはかるために、地域ごとの実務者会議を実施している。ケースワーク業務とのバランスで年3回が限界であり、関係機関数と事例も多く、1年で全地区を網羅することが出来ない。3年で区内を網羅する予定を立てて実施している。

要保護児童対策地域協議会の運営で困難に感じていること 子供家庭支援センターへのアンケート(平成23年9月 少子社会対策部実施)

■会議内容について

- 1 会議のための会議となってしまっている。即時性に欠けることが問題。
- 2 実務者会議を有効なものにするためにはどのように運営したらよいか。
全体で意見交換の機会を設けても、委員の方からなかなか意見が出てこない。研修や分科会等を行い、委員同士の意見交換の場を設けているが、内容がマンネリ化しないようにすることが難しい。
- 3 事務局からの報告事項が中心であり、活発な討議に発展することが少ない。
- 4 民生・児童委員が地域住民に近すぎてケースの進行管理や事例検討ができず、事例が特定できないように事例報告しか行えない。
- 5 虐待・養育困難ともに要保護児童リスト1本で管理しているため、関係者会議について虐待と養育困難を分けて集計していない。虐待と養育困難の区分と管理方法を改善することが課題。
- 6 代表者会議、実務者会議等のマンネリ化。虐待死亡事件について検証されるたびに進行管理の徹底が強化され、「学校等からの定期的な情報提供」等に関わる事務量の増加。虐待通告への対応を最優先にしながら、調整機関事務を適性に処理することは困難。アリバイ的な会議や文書のやりとりが多くなると感じる。

■関係機関間の認識の格差について

- 1 一時保護をするケースの判断が児童相談所と異なる。学校、保育所が親御さんとの関係から、通告をためらう。
- 2 教育委員会ほか、各関係機関との温度差があり、ケース対応に苦慮することもしばしばある。要対協での良好な関係づくりが大きな課題と考えている。
- 3 機関によっては、虐待への認識に違いがあり、協力体制がうまく築けないことがある。
- 4 要対協構成員であっても、虐待通告等を躊躇する場合がある。
- 5 個別ケース検討会議では、ケースの見立ての違いが顕著な場合、スーパーヴァイズの必要性を感じる。予算、人材の確保ができるとよいが、なかなか難しい現状である。
- 6 様々な機関が属しているので細かなやりとりの中では組織間で異なり、小さな事でも決定し遂行することが困難である。
- 7 専門機関からの後方支援についての共通理解と連携協力の統一化が困難。
- 8 組織的には連携が進み情報共有はスムーズに行われている。ただ現場担当者の中には要保護児童等への対応を十分理解していない人もいるので、ケース対応に際しては、いっそうきめ細やかに説明を繰り返していく必要がある。今年度はケース会議をより回数多く、丁寧に実施することを目標としている。
①代表者会議②実務者会議③虐待ケース進行管理シート点検チーム④ブロック会議の4層構造になっている。進行管理は③で実施、見守りは④で管理している。実務者会議を、課題別ケースの検証、検討を行うよう今年より取り組み、横の連携を深めたいが、各機関がネットワーク内での役割を認識できていないことから、すべて子ども家庭支援センターが中心となって調整しなくてはならない傾向が課題である。④のブロック会議に以前は児童相談所も出席していたが、昨年より出席はしないとなった。そのことについては参加者より強い不満が出されている。
- 9 10 行政機関の人事異動による委員の変更により、認識の継続が一定化しない。・私立の保育園や幼稚園、学校等からの協力体制が、全体に及び難い。
- 11 行政機関には毎年異動があり、引き継ぎは行われていても知識・経験や要対協の認識も低くなる。異動のない外部機関のメンバーは知識・経験共積み重ねられており、両者が同じ会議を行うのにギャップが生じています。

要保護児童対策地域協議会の運営で困難に感じていること 子供家庭支援センターへのアンケート(平成23年9月 少子社会対策部実施)

■特定妊婦について

- 1 要支援、特定妊婦の把握について実施に向けて検討中
- 2 特定妊婦を養育困難(出産)としているため、虐待進行管理ケースとして上がってこない。 実務担当者会議を、支援を行っている事例を通して関係機関の連携のあり方をもう少し詳しく話し合う機会としたい。
- 3 進行管理会議では、現在(H23年度第二四半期まで)要保護児童の記載のみできたが、第三四半期以降は、特定妊婦や要支援ケースも台帳にあげていくことを検討中である。

■島しょ部

- 1 2層(代表者会議、実務者会議)で運営しています。従って、個別ケース検討会議は実務者会議内で行っています。進行管理会議については、H22は開催していませんでしたが今年度より、毎月開催しています。
- 2 離島という条件の中、限られた社会資源を最大限活用しながら各委員とともに協議を行うが、スーパーバイザー等の配置が出来ず、モニタリングの意見が出にくい状況。
- 3 要対協としての実施回数は、結果的に開催頻度が少なくなっていますが、構成メンバーが重複する各種会議が開催されているため、かなりの頻度で情報交換がされています。また、保育園や生活保護等担当係が兼務しているため協働等するまでもなく情報共有がなされている状況です。
- 4 離島ということで、島間での情報共有の時間差。

医療機関からの虐待通告の状況について

経路別対応状況 (件、()内は%)

内容	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	子供家庭支援センター	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校	その他	計
年度														
20年度	420 (13.0)	62 (1.9)	950 (29.4)	85 (2.7)	46 (1.4)	520 (16.1)	23 (0.7)	26 (0.8)	134 (4.2)	58 (1.8)	262 (8.1)	308 (9.5)	335 (10.4)	3,229 (100.0)
21年度	414 (12.4)	56 (1.7)	1,167 (35.0)	67 (2.0)	29 (0.9)	473 (14.2)	11 (0.3)	8 (0.2)	108 (3.2)	50 (1.5)	283 (8.5)	328 (9.8)	345 (10.3)	3,339 (100.0)
22年度	481 (10.8)	69 (1.6)	1,651 (37.1)	125 (2.8)	25 (0.6)	726 (16.3)	11 (0.2)	20 (0.4)	147 (3.3)	65 (1.5)	372 (8.4)	359 (8.1)	398 (8.9)	4,450 (100.0)

年齢 通告先	0歳～3歳未満			3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	計
	0歳	1歳	2歳					
医療機関	57 39%	15 10%	10 7%		18 12%	25 17%	17 11%	5 4% 147 100%

医療機関から通告
のあった0歳児の対

通告の内容		件数	構成比
1	脳内出血、頭蓋骨折ありSBSが疑われる	21	37%
2	不審な骨折・火傷・痣・傷あり、虐待が疑われる	15	26%
3	痣・傷は無いが、不適切な養育が疑われる	12	21%
4	親が必要な医療を受けさせない	4	6%
5	親の通院する精神科から、子供の養育は困難	3	5%
6	望まない妊娠の結果、出産したが養育困難	3	5%
計		57	100%

相談処理状況		件数	構成比
入所	乳児院入所	22	39%
在宅	児童福祉司指導	13	23%
	継続指導	3	5%
助言	助言終了	15	26%
	虐待非該当	4	7%
計		57	100%

【参考】医療機関からの通告で、特徴あるケース(147件の中から抜粋)

内容	件数
SBS/SBSの疑いあり	19
不審な骨折/骨折痕あり	15
不審なアザ、外傷あり	18
自殺未遂/無理心中未遂	3
暴力を受けている/受ける可能性あり	26
低体重/低身長/体重増加不良あり	5
必要な治療/手術などを拒否	1
通院せず適切な治療を怠る等不適切な養育あり	9
養育放棄/怠慢の可能性あり	10
児への威嚇・暴言あり	6
児の言動から性虐待の可能性あり	4

CAPSの設置状況
(平成23年6月末現在)

CAPS設置病院数	58病院	平成23年6月末現在/設置病院連絡会開催通知発送病院数
CAPS対象候補病院数	148病院	「都内病院の児童虐待対応の現状」報告の際のアンケート対象・平成20年9月現在、都内の小児科・産科・産婦人科を標榜し、診察を行っている病院数

平成22年度虐待対応・相談経路
「医療機関」の状況

通告件数	1件	2件	3件	4件	5件	6件
病院数	29	16	5	1	4	1
内訳	都内病院	24	12	5	1	4
	都内精神科	2	2			
	他県	3	2			
CAPS設置状況	9	6	4	1	3	

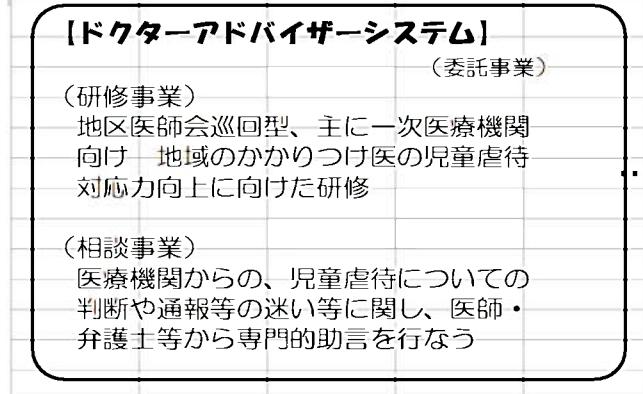
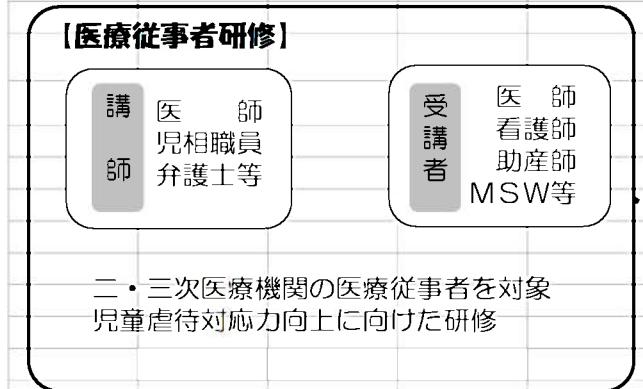
通告件数	7件	8件	9件	10件	11件	12件
病院数	0	0	1	2	0	1
内訳	都内病院			1	2	
	都内精神科					
	他県					
CAPS設置状況			1	2		1

医療機関における虐待対応力強化事業について

事業目的

児童虐待・要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、要支援の認識や虐待発見の視点、関係機関との連携等に向けた判断力・対応力を強化することで、虐待の予防・早期発見・早期対応につなげる

平成19年～21年度



平成22年度以降



- **C A P S設置病院連絡会**
 - CAPS設置病院の連絡会を設置。CAPS機能の向上にむけた情報交換、課題検討等を行う
 - CAPS設置病院連絡会企画部会を設置
CAPS設置病院連絡会を効果的に実施するために事前に企画部会を実施して課題検証等を行う
- **児童相談所による訪問研修**
 - CAPS設置やマニュアル整備等検討中、及び課題を持っているCAPS設置済みの医療機関と児童相談所が協働して、研修等を実施
- **専門研修**
 - 医学的、法的知識や地域連携、CAPS設置アドバイスなど、虐待対応力向上に向けた研修を実施
- **虐待対応力強化研修**
 - 地区医師会巡回型。主に一次医療機関向け。
虐待に関する対応方法や関連機関との連携方法などについての研修 年10回程度実施
(所管地域の二次・三次医療機関、関係機関も参加)

※ ドクターアドバイザーシステムの相談事業は終了

児童虐待防止研修セットについて

1 これまでの主な対応と取組

◆…都教委の対応

平成 22 年 1 月	・江戸川区立松本小学校の第 1 学年児童が虐待を受け死亡（1 月 24 日） ◆ 平成 22 年 1 月 26 日付 21 教指企第 1074 号「児童虐待への対応について」（通知）
平成 22 年 5 月	◆ 平成 22 年 5 月 11 日付 22 教指企第 140 号「児童虐待の早期発見と適切な対応のためのチェックリスト」の活用について（通知）
平成 22 年 8 月	・都立高等学校の第 1 学年の生徒が虐待を疑わながら、管理職自らが児童相談所等へ通告しなかった件が、新聞等で報道（8 月 8 日） ◆ 平成 22 年 8 月 9 日付 22 教指企第 536 号「児童虐待への対応の徹底について」（通知）
平成 22 年 9 月	◆ 「児童虐待に関する校内研修の実施状況に関する調査について」（依頼） ⇒ 都内の全ての幼稚園・学校等が、研修を実施していることを確認
平成 23 年 3 月	◆ 平成 23 年 3 月発行の「人権教育プログラム」に、平成 22 年 5 月に作成した新たなチェックリストを掲載
平成 23 年 7 月	◆ 区市町村教育委員会等の指導主事に対して研修セットについて事前に周知（7 月 1 日） ・厚生労働省が、平成 22 年度中に全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数を発表（7 月 20 日） ・全國：過去最高 55,152 件（平成 21 年度：44,211 件） ・東京都：4,450 件（平成 21 年度：3,339 件） ◆ 区市教育委員会の指導室課長に対して研修セットを直接配布し、活用の意義や方法等について説明（7 月 21 日）

2 趣旨・内容等

【基本的な考え方】児童虐待は、人権課題「子供」に関わる重大な人権侵害である。どの学級、どの学校の子供にも起こり得るものであることから、全ての学校が、研修に取り組み適切な対応をすることが大切である。

＜趣旨＞

- (1) 全ての教職員が、児童虐待防止に関する正しい理解と認識を深めることが重要
- (2) 幼稚園や学校が、その状況に応じた研修を行い、一定水準以上の成果を上げることが必要
- (3) 児童虐待に関する社会情勢等を踏まえ、研修等の質的な充実を図り、教職員の資質・能力をこれまで以上に向上させることが必要

＜内容＞

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------|
| (1) 児童虐待に関する「5 の問い合わせ」①基礎編 | (児童虐待の定義) |
| (2) 児童虐待に関する「5 の問い合わせ」②応用編 | (児童虐待への適切な対応) |
| (3) 児童虐待の早期発見のポイント | (早期発見のポイント) |
| (4) 虐待を受けたと思われる幼児・児童・生徒への適切な対応のポイント | (学校内の組織的な対応や関係機関との連携) |
| (5) 児童虐待に関する関連法規①～④ | (「児童虐待防止法」「児童福祉法」) |

3 内容の特色と活用方法例

【特色】各学校が、その状況に応じて研修の内容や時間等を選択することができる。

＜活用の手順＞

- 1 研修セットの内容を概観し、学校の課題に応じた項目を選ぶ。
- 2 研修の時間等を設定する。（最短 5 分間でも研修を行うことが可能）
- 3 配布資料や解説資料の内容を確認し、必要に応じて増刷りする。
- 4 演習・協議や研修の振り返りを行う。



＜活用例＞

学校の状況		研修セットを活用すると…
①	経験の浅い教員が多いことから、児童虐待防止の基本について確認したい。	⇒ 項目の(1)と(5)①を活用すれば、児童虐待の定義等を理解することができる。
②	他の研修との兼ね合いもあり短時間で確実に成果を上げられる研修の機会を設定したい。	⇒ 項目の(1)は職員会議の 15 分間、(5)①は朝会での 5 分間があれば、研修を行うことができる。
③	資料等の準備を効率的に行いたい。	⇒ 項目の(1)の演習資料、(5)①のリーフレットと解説資料を人数分印刷すれば研修を行うことができる。
④	人材育成の視点から人権教育を担当する主任教諭を指導者に指名したい。	⇒ 項目の(1)演習解説の資料を活用すれば、担当者が、演習のポイント等について説明ができる。

4 今後の取組

【研修セットの活用に向けた指導・助言】

＜人権教育指導推進委員会（9 月）＞
区市町村教育委員会の指導主事等に対して、研修セットの活用・促進に向けた学校への指導の在り方について説明を行う。

＜人権教育研究協議会（10 月）＞

参加者の主幹教諭・主任教諭・教諭等に対して、研修セットの活用のポイントについて周知する。

＜学校や教育委員会等を訪問（随時）＞

人権教育指導班の指導主事が、学校や教育委員会を訪問する際に、研修セットの活用方法について具体的な事例を紹介し、活用の促進を図る。

【研修セットの改善と充実】

添付した「児童虐待防止研修セット活用アンケート」を用いて、各学校等からの意見等を集約し、本研修セットの改善と充実を図る。

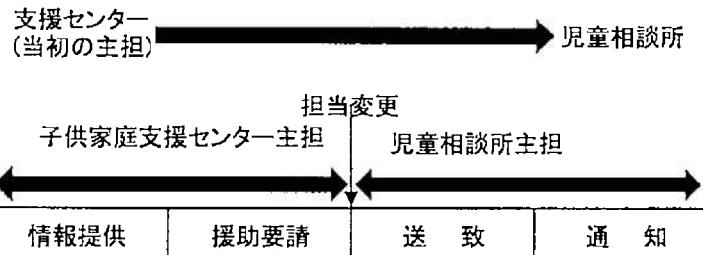
東京ルール(児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール)の概要

平成21年10月1日施行

「児童相談所運営指針」「市町村児童家庭相談援助指針」等を踏まえ、児童虐待相談等に適切に対応するため、児童相談所と区市町村が相互の理解のもと、東京都の実情にあった円滑な連絡・調整のルールを定める。

連絡・調整の内容

■子供家庭支援センターから児童相談所へ発信



【情報提供】

「とりあえず知ってほしい」「念のため報告する」など、児童相談所に報告する必要のあるケース

【援助要請】

児童相談所の専門的な機能等を活用することが必要なケース。「同行訪問」「ケース検討会参加」「児童相談所からの助言」

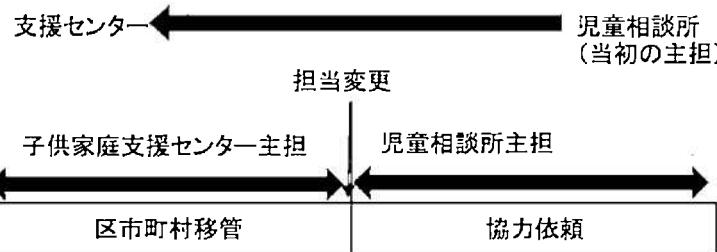
【送致】

児童福祉法25条、虐待防止法8条に基づくケース。「判定(医学診断、心理診断等)」「出頭要求」「一時保護」「施設入所措置」「児童福祉司指導」等

【通知】

支援センターが児童相談所に送致したもののうち、児童相談所の対応が不十分であると判断したケース。「出頭要求等」「立入調査等」「一時保護」「児童福祉司指導」の対応に関するもの等で、その実施を児童相談所長に促す場合。

■児童相談所から子供家庭支援センターへ発信



【協力依頼】

支援センターの機能等を活用することが必要なケース。「見守りサポート事業」「同行訪問」「ケース検討会参加」「ケース状況の把握」「子育て支援の各種サービス等の活用」「臨検・捜索立会」

【区市町村移管】

児童相談所の援助活動終了後の一定期間、支援センターでの主体的な関わりが必要と判断したケース

その他の基本事項

【文書回答】 原則、文書により送付・回答を行う

【通告窓口】 区市町村からの部署からの通告については、原則として支援センターが一義的に受理する

【安全確認】 現認は目視。原則48時間以内に安全確認を行う。「安全確認チェックリスト」「リスクアセスメントシート」の活用

【ケース進行管理】 原則、3か月に1回開催

【保護者援助】 「家庭復帰のためのチェックリスト」の活用 虐待進行管理会議を活用した情報交換

平成22年度子供家庭支援センター相談体制調査の集計結果について

1 調査の実施体制等

- ① 調査期間：平成23年1月下旬～2月下旬
- ② 調査対象：各児童相談所管轄内の76所の子供家庭支援センター窓口を対象とした。
- ③ 調査方法：各児童相談所の地域支援担当児童福祉司が、管内子供家庭支援センターを訪問（遠隔地の場合は電話）し、対面聴取り調査を行った。

2 集計結果から

① 対応の基本姿勢

- ・「子供家庭支援センターは所管区域内の関係機関から虐待相談の窓口として理解されているか」、「相談対応職員の虐待相談に対する基本的な意識（姿勢）の浸透に関する」の設問については、74所（94%）が「はい」と回答。
- ・各センターが独自の「虐待対応マニュアル」を整備し、虐待対応にあたっているかとの設問については54所（71%）は行っているが、22所は整備されていない。

② 通告受付

- ・「通告者の特徴に配慮した聴き取り」「通告者の秘匿」「通告者への調査協力依頼、結果報告の要否確認」等、通告受付時の通告者への約束事については、69～70所（91～92%）が「はい」と回答。
- ・「受付票」等記録様式は、68所（89%）に整備されている。

③ 緊急受理会議

- ・緊急受理会議は、68所（89%）が実施し、7所（9%）が実施していない。無回答は1所。
- ・会議では、「緊急性の判断」「安全確認の方法」「調査先の確認」を、69所（91%）が検討を行っている。
- ・緊急受理会議の会議録は、45所（59%）に整備され、29所（38%）は整備されていない。

④ 安全確認

- ・48時間以内の子供の安全確認は、71所（93%）で実施されている。実施していないと回答した4所と無回答の1所は、虐待相談件数の少ない島嶼部であった。
- ・安全確認は「子供を直接目視することを基本としているか」、「初期調査で直接目視できなかった場合、援助方針決定までには目視しているか」という設問に対しては、平均すると65所（86%）が「はい」と回答している。
- ・「安全確認に際して、チェックリストやリスクアセスメントシートを活用しているか」との設問に対しては、38所（50%）が「はい」と回答しており、「いいえ」は37所（49%）となっている。無回答1所（1%）。

⑤ 調査

- ・原則として保護者面接調査を行っているかとの設問には、68所（86%）が「はい」と回答。
- ・家庭の周辺調査、その家庭に係属する地域関係機関調査を行っているかとの設問には、両方とも72所（95%）が、「はい」と回答している。
- ・「調査の結果、新たな情報を得た場合は、再アセスメントしているか」という設問には、64所（84%）が「はい」と回答している。

⑥ 受理・援助方針会議

- ・受理会議の実施については、65所（86%）が「はい」と回答。
- ・援助方針会議に「市町村児童家庭相談援助指針」に基づき、ケースごとに援助決定しているかとの設問には、62所（82%）が「はい」と回答。

⑦ 具体的な支援

- ・保護者の虐待防止に向けた注意喚起の実施については、70所（92%）が「はい」と回答。
- ・児童相談所へ「送致」とした場合、送致したことを保護者に伝えているかとの設問については、全設問の中で一番「はい」の回答が少なく、27所（36%）であった。また、本設問については、虐待相談件数が少なく、「送致」をしたことがない所もあり、無回答も13所（17%）と多く、「いいえ」の回答は35所（46%）であった。
- ・「送致」とした後も見守り体制を維持継続するかとの設問も、「はい」の回答は52所（68%）と少ない。
- ・継続指導ケースの定期的な見直しや終了の組織的判断についての設問では、「はい」の回答は66所（87%）であった。
- ・転居ケースの他の自治体への情報提供等の引継ぎの設問では、「はい」の回答は69所（91%）であった。

⑧ 記録の保存等

- ・「市町村児童家庭相談援助指針」に基づく記録の保存期間や「送致」ケースの長期保存の配慮等の確認については、保存期間は68所（89%）が「はい」と回答し、長期保存は60所（79%）が「はい」と回答している。

⑨ 人材育成

- ・相談対応職員の虐待相談対応力強化のため、区市町村が独自に研修を行っているかとの設問には、52所（68%）が「はい」と回答している。
- ・児童相談所へ短期・長期派遣研修に関する設問では、行っている所は55所（72%）あり、派遣を行っていない所は、21所（30%）であった。参加する所のうち、短期派遣が50所（91%）、長期派遣研修（1年以上）が5所（9%）となっている。
- ・東京都主催の「児童福祉司資格認定研修」については、62所（82%）が参加、14所（18%）が参加していない。
- ・東京都主催の「子ども家庭支援センター職員研修」については、70所（92%）が参加している。

3 自己点検と支援強化に向けて

本調査は、東京都児童相談センターの「子ども虐待対応マニュアル 2008年版」を参考として、虐待相談対応の基本的な流れにそって、相談対応の留意点などから設問を作成し、回答率は98%（無回答率2%）であった。

最後に、児童虐待相談対応において子ども家庭支援センターが自己点検すべき事項、児童相談所が子ども家庭支援センターを支援するポイントについては、集計結果から見出された以下の点を参考とされたい。

【自己点検・支援強化に向けたポイント】

- ① 「子どもの虐待対応の手引き」等を参考とした、地域の実情に合わせたマニュアルの整備
- ② 虐待通告・相談受付票、緊急受理会議録の整備及び、記録の保存
- ③ 子どもの安全確認、一時保護の要否の判断等、総合的かつ客観的な判断を行うためのツールとしてのチェックリスト、アセスメントシートの積極的な活用
- ④ 初期調査における子供及び保護者への積極的な介入支援
- ⑤ 切れ目のない支援のために、児童相談所に「送致」後の地域支援体制の整備
- ⑥ 相談対応力を高めるための人材育成への取り組み、派遣研修等への参加

子供家庭支援センターの運営状況について

子供家庭支援センターへのアンケート(平成23年9月 少子社会対策部実施)

■ 子供家庭支援センターについて

子供家庭支援センター事業
59区市町村で実施

○子供家庭支援センター業務の運営形態(該当するものを1つ回答)

直営	全部委託	一部委託
47	5	7

注)要保護児童対策地域協議会の運営や行政権限の行使等、委託ができない業務を除く業務が対象

○業務を全部委託している自治体の受託者との連携方法

自治体	受託者との連携について
A区	月に1度の合同受理会議→区の職員が週に一度進行管理会議に参加、送致・援助要請・情報提供は区を通して行う 児童相談所との定期ケース会議に同時参加 住民基本台帳情報・学籍・保育園在籍録は所管部署で対応し、受託者に情報提供する
B市	住民基本台帳等による確認等は所管部署で対応。また、所管部署の会議に施設長が出席。毎月の業務報告。要保護児童対策地域協議会の事務局を所管部署が担当。また、事業ごとに定例会議を実施。
C市	3ヶ月に1回の児童相談所との進行管理とそれ以外の月に行う定例会において、進行管理を徹底している。また、住民基本台帳による確認等の行政権限行使については、所管部署で対応し、受託者に対し必要な情報を提供するなどしている。
D市	受託者を交え、月1回進行管理、情報共有等を目的とした連絡会及び緊急受理会議の開催とその後の訪問などを行っている。また、受託者権限でできない調査については、委託者で対応し、受託者へ情報提供している。
E市	児童相談所、子ども家庭支援センターが「指導」「支援」の役割分担をし、連携して保護者に関わった結果、家庭の事情など多角的な情報を収集することが可能になり、根本的な問題の抽出ができた。支援方針、児童相談所への通告などの判断の際に、助言を得ることができた。

○業務を一部委託している場合の委託範囲との受託者との連携方法

自治体	委託の範囲	受託者との連携について
A区	児童家庭相談の受付、虐待通告への対応、子育て短期事業、養育支援訪問事業の実施。	受託者を交え毎週1回受理方針会議、毎月1回進行管理会議を行ない、進行管理を徹底している。また、虐待通告を受けた際は、所管部署の担当者と受託者が協力して、迅速に対応する体制を確保している。その他、受託先が行なうことが出来ないもの(例:住民基本台帳による確認等の行政権限行使)については、所管部署で対応し、受託者に対し必要な情報を提供するなどしている。また、平成18年度より相談業務システムを導入により、相談記録の作成、閲覧を同時にしている。
E市	育児支援ヘルパー事業、養育支援家庭訪問事業(ヘルパーのみ) ショートステイ事業	利用受付は子ども家庭支援センターが行うため毎回または毎月1回確認、進行管理している。緊急時には所管部署から担当者が対応している(主に電話での調整)。受託先が行なうことが出来ないもの(例:住民基本台帳による確認等の行政権限行使)については、所管部署で対応し、受託者に対し必要な情報を提供するなどしている。
F市	ただし、平日17時から22時まで、土曜日8時30分から22時までの電話相談については委託をしている。	毎朝、前夜の相談内容について委託先に確認をしている。また、年に1度、情報交換及び対応事例の検討をしている。
G市	①総合相談 ②子ども家庭在宅サービスのうち、親子遊び広場、育児講座、育児グループ、自主グループ、育児情報の提供 ③ボランティア育成、地域ボランティア受け入れ	①月1回定期的なセンター内合同連絡会 ②月1回係事務打合会に委託先管理責任者が出席 ③事務室が隣どうしのため、日常的に交流がある。
H市	育児支援ヘルパー派遣事業	現在、育児支援ヘルパー派遣数は多くなく、実践する中で困ったこと等を研修として対応することになっている。
I市	育児支援ヘルパー事業に係るヘルパー派遣、緊急ショートステイ事業に係る事業委託	利用決定後、事業者と連絡をとり、申請者の同意の下、利用者の情報を共有して質の高いサービスに努めるとともに、事後に利用状況を把握している。
J市	子供家庭支援センター総合相談業務	相談者ごとに所定の相談記録を作成・保管してもらい、相談事例の支援計画検討会と、週1回開催する受理会議に参加してもらい、共有している。養育不安等の相談、市担当職員と連携して支援を行っている。子供家庭支援センター内の執務室を共有しているため、市が行う必要がある対応については、そのつど市に報告をもらい、市が対応する。

平成23年度区市町村子供家庭支援センター相談職員配置状況

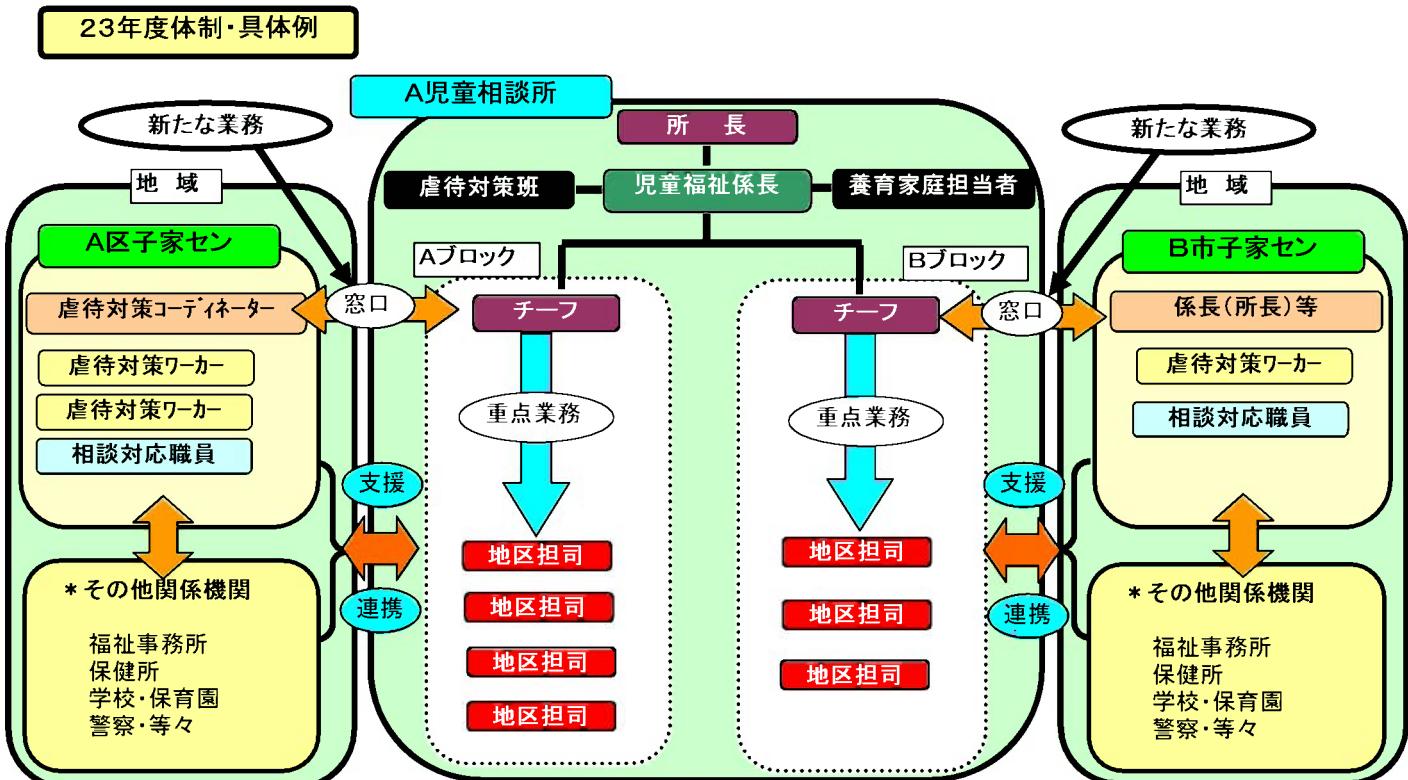
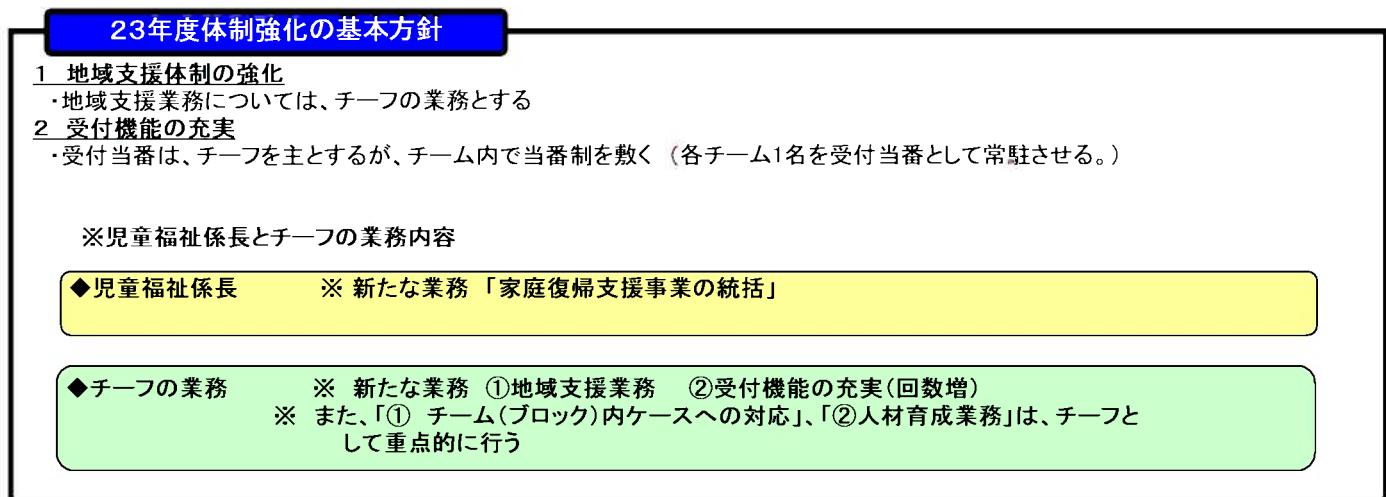
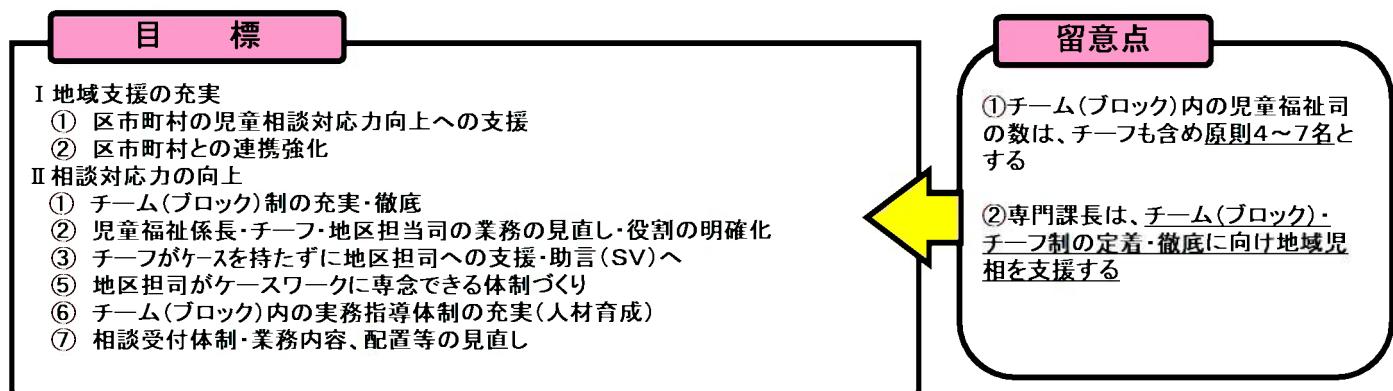
職員配置数 () 内は非常勤職員

	合計人数	平均人数
区部	304 (55)	13.2 (2.4)
市部	243 (59)	9.3 (2.3)
町村部	36 (9)	3.6 (0.9)
合計	583 (123)	9.9 (2.1)

職員配置 職種別構成割合(常勤)

	社会福祉士	精神保健 福祉士	保健師	教員免許	保育士	心理職	その他の 資格者	事務職等
区部	14.1%	3.0%	9.5%	11.2%	30.3%	16.4%	7.6%	7.9%
市部	19.8%	2.1%	11.5%	12.3%	20.2%	14.8%	6.2%	13.2%
町村部	5.6%	0.0%	22.2%	11.1%	19.4%	8.3%	5.6%	27.8%
合計	16.0%	2.4%	11.1%	11.7%	25.4%	15.3%	6.9%	11.3%

児童相談体制(チーム制)の強化 23年度～



任期付児童福祉司の状況

■任期付児童福祉司の配置数（各年度4月1日現在）

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
11	13	14	17	23

■任期付児童福祉司の勤務年数（平成23年10月1日現在）

1年	2年	3年	4年	5年	計
12	5	5	0	1	23

■任期付児童福祉司採用数

16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
3	3	5	2	4	6	6	12

(参考)

■キャリア採用数

22年度	23年度
3	4

※児童福祉司以外の配属数を含む

※22年度合格者3名及び23年度合格者のうち3名は任期付経験者

保護者指導措置したケースの指導内容について
 (平成23年度東京都児童相談所虐待等相談調査より)

【調査対象】

平成22年度の1年間で措置した虐待ケースが対象

保護者指導（児童福祉司指導）措置したケースの指導内容（以下の中から該当するものを全て回答）

- 1) 福祉司による面接・家庭訪問
- 2) 医師、心理司による継続面接
- 3) 児相への通所指導
- 4) 治療指導課のプログラム
- 5) 保護者のかかりつけ医との連携
- 6) 民間の親プログラム等を紹介
- 7) 保護者が指導にのらない
- 8) その他(具体的な内容を記入)

内容		件数	福祉司による面接・家庭訪問	医師、心理司による継続面接	児相への通所指導	治療指導課のプログラム	保護者のかかりつけ医との連携	民間の親プログラム等を紹介	保護者が指導にのらない	その他	「その他」の具体的な内容
虐待	身体的	232	199	69	58	16	21	2	18	16	保健所・施設・生保・子家セン等との連携、親子再統合の面接(所内・施設で実施)
	性的	14	11	2	2	0	0	0	4	1	保護者逮捕
	心理的	65	51	18	25	3	7	0	4	3	養育者変更、生活保護担当部署・主治医との連携
	ネグレクト	169	141	30	36	4	17	0	27	16	保健所・施設・母子自立支援員・子家セン等との連携
合計		480	402	119	121	23	45	2	53	36	

対応困難ケースの状況（年齢別の状況）
 (平成23年度東京都児童相談所虐待等相談調査より)

1 医療機関からの虐待通告ケースについて(主訴:養育困難を含む)

内容	件数	年齢																	
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
虐待	身体的	112	43	12	8	4	3	3	4	7	2	3	2	3	3	6	2	3	2
	性的	1																	
	心理的	20	6		1	1	1				1	1	1	2	1	1	2	1	
	ネグレクト	75	32	14	6	1	1	2	1	1	1	1	4	1	1	3	1	3	
	合計	208	81	26	15	6	5	6	5	8	4	5	7	7	5	10	5	7	
養育困難	養育困難	26	16	2		1				1	1	1	1	1		1			
	その他	4	1	1										1	1				
	合計	238	98	29	15	7	5	6	6	8	5	6	8	9	6	11	6	7	

2 医療的、治療的援助を必要とする児童について(主訴:養育困難を含む)

内容	件数	年齢																
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
虐待	身体的	33	5	2		2	2	2			2	1	5	2	3	2	1	1
	性的	1																1
	心理的	12				1			2	1	1	1		1		4		1
	ネグレクト	20	2	1	1				2	1	1	1		3	2	2	1	2
	合計	66	7	3	1	2	3	2	2	5	2	4	3	5	6	5	9	2
養育困難	養育困難	12	1									1	2	1	2	1	2	2
	その他	9						1	1			1	1			1	1	3
	合計	87	8	3	1	2	3	3	2	6	2	4	5	8	7	7	10	4

3 保護者と対立したケース

相談援助の過程において、粗暴な態度や威嚇するような言動を示す保護者に対応したケース

内容	件数	年齢																
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
虐待	身体的	85	7	2	2	6	4	4	7	4	10	5	7	6	2	2	6	7
	性的	5											1	1	1			1
	心理的	33	2	1	4	1	4	4	1	5			2	2	2	1	2	1
	ネグレクト	55	3	5	2	1	1	5	6	4	5	4	5	4	5	2	1	2
	合計	178	12	8	8	8	9	13	14	13	15	9	15	13	10	6	9	3
(参考)養育困難	(参考)養育困難	12	2	3	2					1							3	1
	合計	190	14	11	10	8	9	13	14	14	15	9	15	13	10	6	9	3

4 被虐待ケースの事件化について

重篤な身体的虐待や性的虐待のうち、事件化について警察に相談を行った(又は相談を考慮した)ケース

内容	件数	年齢																
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
虐待	身体的	32	6		2	3		4	2	1	1	3	3	3	1	1	2	
	性的	5												1	1		2	1
	心理的	0																
合計		37	6	0	2	3	0	4	2	1	1	3	3	3	2	2	2	0

子供家庭支援センターと母子保健部門との連携状況について

子供家庭支援センターへのアンケート(平成23年9月 少子社会対策部実施)

■ 母子保健部門との連携について

○要保護児童についての連携の状況(1~4は該当するものを1つ回答) ○その他回答

1 全ての要保護児童について共有	2 虐待含めた要保護児童について連絡	3 虐待が疑われるケースについて連絡	4 明らかに虐待と思われるケースのみ連絡
30	26	1	2

○要支援家庭等に関する連携 ○連携の規程の有無

5 要支援家庭、特定妊婦等も連絡	6 連携体制の内規あり
45	2

○選択肢内容

【要保護児童についての連携の状況】

- 1 子供家庭支援センターと母子保健部門が連絡会を実施するなどし、全ての要保護児童について情報を定期的に共有している
- 2 虐待を含めた要保護児童(養育困難等)について、母子保健部門から迅速に連絡を受けている
- 3 虐待が疑われるケースについては、母子保健部門から迅速に連絡を受けている
- 4 明らかに虐待と思われるケースのみ、母子保健部門から連絡を受けている

【要支援家庭等についての連携状況】

- 5 妊婦健診、新生児訪問、乳児健診で把握された、要支援家庭・特定妊婦等についても情報共有が図られている

【連携に関する規程の有無】

- 6 母子保健部門との連携体制について、内規等で定めている

○「その他」の具体的な内容

A区	乳児家庭全戸訪問事業との連携で、月に1回ケース対応会議を開催
B区	乳児全戸訪問事業等により把握した要保護、要支援家庭について文書で連絡を受け、養育支援訪問等につなげる
C区	当区の子供家庭支援センターは母子保健部門を一体化させた組織体制としているため、特に内規的な定めはない。要支援家庭や特定妊婦支援を含め、必要な状況に対応した情報共有と連携を図っている
D区	要支援児童について『連携シート』による支援計画書を作成している
E区	・すこやか赤ちゃん訪問事業に伴う地域見守り…保健センターのすこやか赤ちゃん訪問での未面会家庭を主任児童委員が外観から観察し、乳児が住んでいるのに4か月健診を受診しない家庭を早期に把握する ・乳幼児健康診査に伴う 在園調査…健診未受診者の保育園・子供園の在籍調査と園への聞き取りにより状況把握と安全確認を行う。 地域訪問…健診未受診者を主任児童委員が訪問し、状況確認と地域の相談先として主任児童委員を紹介する ・子ども家庭支援センターが実施している、育児不安を抱えた母を対象とした母子グループに、保健センターが把握した対象者を紹介している
F区	母子保健部署と2か月に1回会議を開催し、精神科医のスーパーバイズを受けている
G区	新生児全戸訪問や乳児検診等で気になる親子又は虐待が疑われる場合は連絡有
H区	検診未受診者で児童の確認ができないケースについては、虐待で受理し対応
I区	23年度より新生児訪問のケース対応会議に出席
J区	計6箇所の保健所、保健センターごとの連絡会を年に1度実施
K区	家庭調査の連絡には迅速に対応してもらい、その後も情報共有や家庭訪問の依頼をする
L市	発達障害等を持つ子を養育する家庭についてアセスメントシートを作成し、連絡対象の基準としたいところだが、まだ活用しきれていない
M市	こんにちは赤ちゃん訪問担当者の定期連絡会に出席している
N市	定例ケース検討会議にて定期的に情報交換を実施
O市	乳幼児健康診断未受診者への対応
P市	定期連絡会を開催し、双方が関わっているケースの支援経過、方針を共有している
Q市	要保護児童対策地域協議会に虐待予防分科会を作り、母子保健担当と定期的に情報共有を行っている
R村	子家センを母子保健センター内に設置しており、情報を共有している
S村	村民生活課保健福祉係にて共有できている

子供家庭支援センターと母子保健部門との連携効果、児相以外の連携先について
 子供家庭支援センターへのアンケート(平成23年9月 少子社会対策部実施)

■ 母子保健部門との連携の効果について(1~4は該当するものを1つを回答)

1 虐待未然防止まで効果をあげている	2 虐待の早期発見に効果をあげている	3 虐待対応では適切に協働している	4 円滑に行われていない場合がある	その他
24	20	9	5	4

○選択肢内容

- 1 連携がスムーズにかつ、きめこまやかに行なわれ、虐待の未然防止まで含めて効果をあげている
- 2 連携がスムーズに行なわれ、虐待の早期発見に効果をあげている
- 3 連携について特別に配慮していないが、虐待対応では適切に協働している
- 4 連携が円滑に行われていない場合もあり、改善の余地がある

○「その他」の具体的内容

A区	スムーズに必要な連携、適切な協働を図り、肌理細かく丁寧な対応を心がける配慮はしている。しかし、それらが具体的にどう予防や効果に及んでいるのかの効果測定は難しい。効果が出ていることを期待はしたい。円滑に適切な連携を行うようによっているが、常に改善の余地はあるとの視点・姿勢は維持している。
B区	未就園児の母子通所グループによる母の育児力の向上
C区	センターのアウトリーチ部門との同行訪問ができる
D区	子ども家庭支援センターへの連絡は担当保健師の判断に委ねられている状況下、見落としが懸念される。

■ 児童相談所以外で協働して訪問・調査している関係機関について(該当するものを上位3つまで回答)

	1 民生・児童委員	2 主任児童委員	3 保健所・保健センター(母子保健部門)	4 福祉事務所(生活保護所管部署)	5 母子自立支援員、婦人相談員	6 障害担当部署、障害福祉司	7 保育所、保育主管課	8 学校、教育委員会、教育相談所	9 幼稚園	10 警察	その他
合計	7	14	54	27	12	4	22	35	0	1	1
内訳	1位を選択	5	4	39	6	0	1	3	9	0	0
	2位を選択	0	4	9	15	4	1	7	15	0	0
	3位を選択	2	6	6	6	8	2	12	11	0	1

○「その他」の具体的内容

A市	都立病院、更生保護女性会、NPO子育て支援団体
----	-------------------------

子育て不安や虐待防止の観点で特に有効だと思う子育てサービスについて
子供家庭支援センターへのアンケート(平成23年9月 少子社会対策部実施)

■ 子育て不安や虐待防止の観点で特に有効だと思う子育てサービス(該当するものを上位3つまで回答)

	1 一時保育	2 ショートステイ	3 トワイライト ステイ	4 一時預かり	5 育児支援 ヘルパー事業	6 産後支援 ヘルパー	7 子育て サロン、ひろば	8 保護者を 対象とした 支援プログラム	その他
合計	33	35	4	17	28	7	31	9	10
内訳	1位で選択	15	13	0	3	7	2	14	1
	2位で選択	7	7	4	11	12	4	6	4
	3位で選択	11	15	0	3	9	1	11	4

○「その他」の具体的内容

A区	継続的な保育
B区	養育支援→関係機関でアセスメントし、要支援家庭へ養育に携わるヘルパーを派遣。
C区	養育支援訪問事業
D区	ファミリーサポート事業
E市	見守りと健全な成長を促すため保育園の在籍を確保する
F市	こんにちは赤ちゃん事業
G市	育児グループ育成支援事業
H市	ホームビジター派遣事業
I市	継続的な子育て相談
F市	育児支援家庭訪問事業

児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール

(児童相談所と区市町村間における「東京ルール」)

1 策定の目的

「児童相談所運営指針」「市町村児童家庭相談援助指針」等を踏まえ、児童虐待相談等に適切に対応するため、児童相談所と区市町村（児童福祉主管部署）が相互の共通理解のもと、東京都の実情にあった円滑な連絡・調整のルールを定める。

2 基本的対応

ア 児童相談所は、専門的な知識及び技術を必要とするケースへの対応や区市町村の後方支援を行い、区市町村は、ケースの情報収集、困難ケースの送致のほか、一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用したケースへの対応などを行う。そして、児童相談所と区市町村がそれぞれの役割と責任を自覚し、協力して対応していくことを基本とし、夜間休日の相談対応を含め、それぞれの体制整備に努める。

なお、区市町村の相談体制の充実が図られるまでの間は、児童相談所が必要に応じた支援を行う。

イ 児童相談所と区市町村は、ケースが関係機関の隙間に落ちたり、責任の所在が曖昧になることを防ぐため、必ず主担当機関を定め、緊密な連携のもとに相談援助活動を行う。なお、児童相談所から区市町村へのケース移管等の際には、区市町村と十分な協議を行い、了解を得ることを基本とする。

ウ 連絡・調整の手続きについて、責任の明確化、正確性の確保のため、原則として、「文書」により送付・回答を行う。なお、この方法により難い場合は、経過・内容・対応方法等を記録に残し（緊急受理会議録、その他会議議事録や進行管理票への記述など）、組織による意思決定を行った上で確実な方法により伝達する。

ただし、後述の「送致」「送致の回答」「通知」「通知の回答」、「協力依頼」のうちの「臨検・捜索の立会い依頼と回答」については、必ず「文書」による送付・回答を行う。また、相手方が文書送付を行った場合は、「文書」による回答を原則とする。

※1 以下、「文書等」と記述する場合は、「文書」により送付・回答、若しくは経過・

内容・対応方法等を記録に残し、組織による意思決定を行った上で確実な方法により伝達することをさす。

※2 実施方法は、地域の実情に鑑み、児童相談所と支援センターの協議により定める。

※3 意思決定の時期は、必要に応じて定める。

3 用語の定義

ア 支援センター

- 区市町村における児童虐待等の通告先である「子ども家庭支援センター」を指す。設置されていない村については、「児童福祉主管部署」に読み替える。

イ 主担当機関

- 児童虐待相談等を受け付けた後、当該ケースを主体的に担当する機関を指す。児童相談所または支援センターのいずれかが務める。

ウ 連絡・調整に用いる用語

- 法上用いられている用語は、「相談」「送致」「通告」「通知」である。
- 本ルールでは、区市町村から児童相談所への連絡・調整を「相談（情報提供、援助要請）」「送致」「通知」、児童相談所から区市町村への連絡・調整を「協力依頼」「区市町村移管」とする。
- 「通告」は、支援センター以外の機関等からの児童虐待相談等について用いることとし、児童相談所と区市町村との連絡・調整には用いない。
- また、平成 20 年の改正児童福祉法第 26 条第 7 号の「通知」(子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業の実施が適当である場合に児童相談所長から市町村長に通知が行える)については、本ルールの「協力依頼」に包含することとし、児童相談所と区市町村との連絡・調整には用いない。

4 連絡・調整の内容

ア 区市町村から児童相談所への連絡・調整

(1) 「相談」のうちの「情報提供」

【対象となるケース】

- 支援センターが相談援助活動を実施しているケース等のうち、支援センターが児童相談所に情報提供することが望ましいと判断したケース。
- 具体的には、「とりあえず知ってほしい」「念のため報告する」など、現時点では児童相談所の対応は必要ないが、支援センターが受理したケース

として児童相談所に報告する必要のあるケース。

【支援センターの手続き】

- 「文書等」により、児童相談所に情報提供を行う。

【児童相談所の対応】

- 情報提供を受けた児童相談所は、情報提供の内容を所内協議し対応を検討する。協議結果は支援センターに「文書等」で伝える。
- 基本的には、支援センターが相談機関として対応しているものと判断し、児童相談所は「受理」しない。その場合でも、児童相談所情報システムの「情報提供サイト」に登録し、11児童相談所が必要に応じて閲覧を行う。
- ただし、児童相談所が「受理」する方が良いと判断する場合は、「情報提供」によらずに他の連絡・調整の方法を支援センターと協議する。

(2) 「相談」のうちの「援助要請」

【対象となるケース】

- 支援センターが児童相談所の専門的な機能等を活用することが必要と判断したケースのうち、引き続き「主担当機関」が支援センターのもの。
- 例示として、「同行訪問」「ケース検討会議参加」「児童相談所からの助言」等。
※ 個別ケースに対し、児童相談所が関与する内容の程度により、「援助要請」か否かの判断を行う。
- 児童福祉法第25条の7第1項に規定する判定及び一時保護を伴う行動観察等は、「援助要請」では行わない。(後述の「送致」とする。)

【支援センターの手続き】

- 「文書等」により、児童相談所に「援助要請」を行う。

【児童相談所の対応】

- 「援助要請」を受けた児童相談所は、基本的に「受理」を行い、速やかに「援助要請」の内容を所内協議し対応を検討する。
- 支援センターに対し、協議結果を「文書等」で支援センターに伝えるとともに、支援センターと役割分担等を調整する。

【その他】

- 「援助要請」に基づく児童相談所の継続的な関わりを終了する場合は、相互の合意のもとに終了することとし、相互に「文書等」による確認を行う。
- ケースの相談援助活動の経過の中で、児童相談所が「主担当機関」として対応することが望ましいケースについては、支援センターと調整のうえ「援助要請」を終了し、「送致」に切り替える。

(3) 「送致」

【対象となるケース】

- ・ 児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律（以下、「虐待防止法」という。）第8条の規定に基づくケースで、「主担当機関」を児童相談所に変更するもの。
- ・ 例示として、「判定（医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上）」「出頭要求」「臨検・捜索」「一時保護」「施設入所措置」「児童福祉司指導」等、児童相談所の機能や法的権限を必要とするケース。

【支援センターの手続き】

- ・ ケース移管となるため、児童相談所と事前に十分協議を行うとともに、送致後の支援の協働・連携について十分に調整した後、別紙1「送致書」（参考様式）により、児童相談所に送致を行う。
- ・ 緊急時で、文書作成が間に合わない場合でも、後日必ず「文書」を送付する。

【児童相談所の対応】

- ・ 送致を受けた児童相談所は「受理」を行い、送致を受けた児童相談所が「主担当機関」となる。
- ・ 速やかに送致の内容を所内協議し対応を検討し、その旨を「文書」により支援センターに伝える。調査の状況や今後の援助方針については、適宜、支援センターと情報共有し、緊密な連携を図る。

(4) 「通知」（虐待防止法第8条第1項二号）

【対象となるケース】

- ・ 支援センターが児童相談所に「送致」したものの中、児童相談所の対応が不十分であると判断したケース。
また、支援センターが「送致」したケースで、児童相談所が援助方針を示さない場合についても「通知」できる。
※ 法令等において、このような記述はないが、本ルールではこのように取り扱う。
- ・ 例示として、児童相談所の「出頭要求等」「立入調査等」「一時保護」「児童福祉司指導」の対応に関するもの等で、その実施を児童相談所長に促す場合。

【支援センターの手続き】

- ・ 当該ケースの対応について、児童相談所と事前に十分な調整を図ることとし、それでも必要があると判断した場合は、別紙2「通知書」（参考様式）により、児童相談所長あてに「通知」を行う。
※ 都知事宛に「通知」をすることもできる。その場合、東京都福祉保健局少子社会対策部子ども家庭支援課児童相談所運営係と事務調整を行う。

【児童相談所の対応】

- ・ 支援センターより、事前に「通知」行為の申し入れがあった場合、児童相談所は当該ケースの援助方針について、支援センターとの共通理解に努める。
- ・ 児童相談所長あてに「通知」があった場合は、速やかに所内協議を行い、その方針を支援センターに「文書」で回答する。

イ 児童相談所から区市町村への連絡・調整

(1) 「協力依頼」

【対象となるケース】

- ・ 児童相談所が支援センターの機能等を活用することが必要と判断したケースのうち、引き続き「主担当機関」が児童相談所のもの。
- ・ 例示として、「見守りサポート事業」「同行訪問」「ケース検討会参加」「ケース状況の把握」「子育て支援の各種サービス等社会資源活用」「臨検・捜索立ち会い」等。

【児童相談所の手続き】

- ・ 「文書等」により、支援センターに「協力依頼」する。（「臨検・捜索の立ち会い」の扱いは、後述のとおり。）
- ・ 「子ども家庭支援センター実施要綱」に定める「見守りサポート事業」について「協力依頼」する場合は、当該事業に定められた手続きを踏まる。

【支援センターの対応】

- ・ 「協力依頼」を受けた支援センターは、基本的に「受理」を行い、速やかに「協力依頼」の内容を所内協議し対応を検討する。
- ・ 児童相談所に対し、協議結果を「文書等」で伝えるとともに、児童相談所と役割分担等を調整する。

【その他】

- ・ 「協力依頼」に基づく支援センターの継続的な関わりを終了する場合は、相互の合意のもとに終了することとし、相互に「文書等」による確認を行う。
- ・ 支援センターが「見守りサポート事業」を終了する場合は、児童相談所との成果を確認しあい、相互の合意のもとに終了する。
- ・ 児童相談所が、虐待防止法第9条の三に基づく臨検・捜索を実施する場合は、同法第9条の九に規定する責任者の立ち会いとともに、公平性を担保するため区市町村の立ち会いを求める。この場合、必ず「文書」による送付、回答の手続きを実施すること。

(2) 「区市町村移管」

【対象となるケース】

- ・ 児童相談所の援助活動終了後の一定期間、支援センターでの主体的な関わりが必要と判断したケース。
- ・ 例示として、「見守りサポート終了後の状況把握」「児童虐待ケースで支援センターの関与が当分の間必要」等。

【児童相談所の手続き】

- ・ ケース移管となるため、支援センターと事前に十分協議を行うとともに、移管後の支援の協働・連携について十分に調整した後、「文書等」により、支援センターに移管する。

【支援センターの対応】

- ・ 「区市町村移管」を受けた支援センターは「受理」を行い、移管を受けた支援センターが「主担当機関」となる。
- ・ 速やかに「区市町村移管」の内容を所内協議し対応を検討し、その旨を「文書等」により児童相談所に伝える。調査の状況や今後の援助方針については、適宜、児童相談所に情報提供し、緊密な連携を図る。

5 連絡・調整に関わる事項

ア 通告

【通告窓口等】

- ・ 本ルールの「通告」内容は、虐待防止法第6条「虐待を受けたと思われる児童の発見」、児童福祉法第25条「要保護児童の発見」をいう。
- ・ 児童虐待の通告先となっていない区市町村の部署（障害福祉・生活福祉・女性福祉部署、保健センター、学校、保育所等。区市町村が財政支援を行っている等の関わりが深い民間運営機関も含む。）からの「通告」については、支援センターの円滑な調査等が期待できるため、原則として、支援センターが一義的に受理する。

ただし、支援センターの閉庁時や緊急に子どもの安全確保が必要な場合を含め、児童相談所に「通告」があった場合は、児童相談所において「通告」として受理する。

【通告の連絡・調整】

- ・ 児童相談所と支援センターのいずれかの機関に「通告」があった場合、相互に連絡を取り合い、必要に応じて連絡・調整の方法により対応する。
- ・ 児童相談所と支援センターのそれぞれの機関に、同一ケースの「通告」があった場合は、「主担当機関」の決定を協議する。この場合、児童相談所と支援センター間の「文書」による手続きを省略することはできるが、方

針決定の顛末を記した書面は必ず残しておくこと。

- ・児童相談所または支援センターに「通告」があったケースのうち、もう一方の機関が既に関わっているケースの場合は、引き続き、既相談機関が「主担当機関」として対応する。ただし、ケースの状況によっては、本ルールの連絡調整の方法により対応する。

イ 一時保護

- ・児童相談所が児童福祉法第33条に基づき実施する行政処分である。支援センターにおいて一時保護の要望等がある場合は、児童相談所と十分な調整のうえ、支援センターが「送致」の方法により児童相談所に依頼する。
- ・児童相談所は支援センターの意見や初期調査を十分に踏まえるとともに、自らも十分調査し、一時保護の可否を決定する。
- ・支援センターは、できる限りの情報を収集し、適宜、児童相談所に連絡する。
- ・児童相談所と支援センターの調整により、一時保護終了後、支援センターの支援が適当と判断された場合は、児童相談所から支援センターに「協力依頼」、または「区市町村移管」する。

ウ 安全確認

【安全確認の実施方法等】

- ・児童虐待通告が寄せられた場合、子どもの特定に努めるとともに、安全確認の要否を組織的に判断する。
- ・子どもが特定でき、緊急に安全確認が必要と判断した場合は、迅速かつ確実に現認を行う。
- ・現認は児童相談所職員、支援センター職員、警察官、児童相談所及び支援センターが依頼した者により実施する。
- ・「安全確認チェックリスト」(別添1)「リスクアセスメントシート」(別添2)等の共有化を図るなど、できるだけ客観的に安全確認を行う。
- ・現認は目視を原則とするが、性的虐待等目視が困難あるいは適切ではない場合は、子ども本人や関係者からの聴取により対応する。
- ・現認により、今後の相談援助活動に著しい支障を来すおそれがあるなど、現認が適当ではないと判断した場合は、所内で十分協議し安全確認の方策を検討する。

【安全確認の所要時間】

- ・「通告」があった時から48時間以内に実施する。ただし、一律48時間以内という理解ではなく、緊急性を判断して即日実施することも含め、安全確認のタイミングを見定める。

【夜間休日対応】

- ・ 東京都の児童相談所では、児童相談センターにおいて、夜間早朝時間帯は夜間警備相談員を配置し、休日は9時～17時の間、緊急対応相談窓口（通年開所）を設置しており、児童虐待通告等に365日・24時間の緊急連絡体制を整えている。
- ・ 今後、支援センターは、夜間休日等の執務時間外の相談体制整備に努めるものとし、充実が図られるまでの間は、児童相談所において対応する。

エ 児童虐待等のケース進行管理

- ・ 支援センターが事務局となって、「虐待進行管理会議」を、原則3ヵ月に1回開催する。（重症・困難ケースは進行管理のサイクルを短くする。）
- ・ 要保護児童対策地域協議会に別途部会を設け、その部会を進行管理会議として運営できるものとする。
- ・ 「虐待進行管理会議」は別紙「虐待進行管理表」に基づき、次の内容を協議する。
 - ① 支援センターが相談援助活動を行っている全ケースの進行状況
 - ② 児童相談所が相談援助活動を行っている全ケースの進行状況
 - ③ 児童相談所または支援センターの所管したケースで、相談援助活動が終結したケースの報告・確認
 - ④ 「主担当機関」の変更
 - ⑤ 施設入所児童の家庭復帰に向けた取り組み状況、外泊状況等の報告等

オ 児童虐待を行った保護者援助

- ・ 児童相談所と支援センターは、児童虐待等を行った保護者に対し、関係する福祉施設や民間団体等と協働して適切な「保護者援助」を行う。
- ・ 児童相談所と支援センターは、ケースの家庭復帰の検討にあたって「家庭復帰のためのチェックリスト」（別添3）を十分に活用する。
- ・ 居住地を変更（都内）したケースについては、必要に応じて、現在の居住地を所管する児童相談所と支援センターも「保護者援助」の協議の場に参画する。
- ・ 児童相談所と支援センターは、「施設入所児童の家庭復帰」について、3ヵ月毎に開催する「虐待進行管理会議」を活用し、情報交換を行う。（詳細な個別検討はケース会議を活用する。）
- ・ 家庭復帰後の取り組みについて、児童相談所は6か月間児童福祉司指導・継続指導で対応する。児童相談所と支援センターは、この間の役割分担を確認する。なお、必要に応じて、福祉事務所、学校等の関係者等も協議の場への参加を求ることとする。
- ・ 具体的には、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン（東京都版）：平成20年12月2日東京都福祉保健局少子社会対策部発行」に基

づき対応する。

力 DV ケースへの対応

- ・ 児童相談所または支援センターが DV に該当すると思われる母子ケースを発見した場合は、女性相談センター及び福祉事務所（婦人相談員を含む）等の関係機関と共に対応を協議する。
- ・ 養育能力欠如や児童虐待等が疑われる母子ケースが転居した場合は、転居先の児童相談所及び支援センターも含めて対応を協議する。

キ その他

- ・ 本ルールの対象は、原則として児童虐待相談ケースとするが、これに準ずる養育困難児童等のケースや、本ルールの適用が適切ではないケースについては、児童相談所と支援センターが協議して決定する。

6 その他

- ・ 平成21年10月1日から実施する。
- ・ 「児童相談所運営指針等を踏まえた東京ルールについて（東京都福祉保健局：平成19年3月30日）」は、廃止する。

安全確認チェックリスト

別添1

通告受付日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分		
通告告者			
通告内容			
通告受者所属氏名			
安全確認日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分		
安全確認者所属氏名	(複数での確認は、全員の職氏名を記入する)		
項目	確認事項		
家庭訪問調査	保護者に会えたか	会えた□ 会えなかった□(会えなかった理由)	
	保護者は訪問の目的を理解したか	理解し認めた□ 理解したが認めなかった□ 理解せず認めなかった□	
	子どもを現認できたか	現認できた□ 現認できなかった□(できなかった理由)	
	あざ等の確認	あざがあった□(部位) あざはなかった□	
	子どもの様子	表情が暗い□ 顔色が悪い□ 不潔感がある□ 服装が季節にそぐわない□ 発達の遅れが見られる□ 保護者の顔色を窺う□ 特に疑う様子はなかった□	
	近隣調査(行った場合)	子どもの泣き声が頻繁□ 保護者の怒鳴り声が頻繁□ 何かぶつかる音がする□ 最近子どもを見かけない□ 最近親子を見かけない□ カーテン等を開けない□	
	学校訪問調査	子どもの様子	現認できた□ 現認できなかった□(できなかった理由)
子どもが保護を求めている□ 子どもが虐待を否定している□			
あざ等の確認			あざがあった□(部位) あざはなかった□
子どもの様子			表情が暗い□ 顔色が悪い□ 不潔感がある□ 服装が季節にそぐわない□ 授業中落ち着かない□ 給食をがつがつ食べる□ 提出物が遅れる□ すぐに切れてけんかになる□ 発達の遅れが見られる□
子どもの意向		保護を求めている□ 祖母等に保護を求めている□ 保護は求めていない□	
保護者		保護者の様子	朝食を食べさせない□ 授業参観等に来ない□ 提出物を持たせない□ 学校からの電話に出ない、呼び出しにも応じない□
		担任・学校長等の意見	担任・学校長等職氏名
保育園訪問調査	子どもの様子	現認できた□ 現認できなかった□(できなかった理由)	
		あざ等の確認	あざがあった□(部位) あざはなかった□
		子どもの様子	表情が暗い□ 顔色が悪い□ 不潔感がある□ 服装が季節にそぐわない□ 落ち着かない□ 給食をがつがつ食べる□ お昼寝をしない□ 保育者に異常なほど甘える□ けんかが多い□ 発達の遅れが見られる□
		子どもの意向	保護を求めている□ 祖母等に保護を求めている□ 保護は求めていない□
	保護者	保護者の様子	朝食を食べさせない□ 保育参観等に来ない□ 連絡ノートに何も書かない□ 保育園からの電話に出ない、呼び出しにも応じない□ 定時に迎えに来ない□
		担任・保育園長等の意見	担任・保育園長等職氏名
	意見		
安全確認者の所見	一時保護の要否(即日保護・保護者面接後保護・見守り) 所見		

リスクアセスメントシート (H21.4.1新バージョン)

	項目	問題なし 非該当	不明	調査内容				
				S:緊急介入検討	I	II	III	
虐待の種類・程度	身体的虐待	問題なし 非該当	不明	医学的所見あり (頭部打撲/首絞め)	不審な傷・アザあり	児童本人による訴えあり 確実な自傷情報あり	疑い(伝聞情報)	
	ネグレクト	問題なし 非該当	不明	治療拒否/栄養失調 衰弱/脱水症状	衣食住の監護欠落	監護不十分 教育・保育怠慢	疑い(伝聞情報)	
	性的虐待	問題なし 非該当	不明	性行為/妊娠 性感染症/性的接触	虐待者から性的言動	年齢不相応な性的言動	疑い(伝聞情報)	
	心理的虐待	問題なし 非該当	不明	心中自殺強要/數唆	DVの自傷/無視	暴力的言動	疑い(伝聞情報)	
子どもの状況	安否確認	済	不明	4週間以上未確認 完全な拒絶	2週間以上できず	1週間以上できず	48時間以内にできず	
	分離の意思	問題なし 非該当	不明	帰宅拒否 保護を強く希望	分離に対して同意	消極的帰宅選択	積極的帰宅選択	
	安全確保	問題なし 非該当	不明		自分で守れず 守る人なし	近隣に守る人あり	家族内に守る人あり	
	精神状態	問題なし 非該当	不明		極めて不安定(衝動的)	不安定な状態	関係機関の懸念あり	
	発達状況	問題なし 非該当	不明	重症心身障害児		障害手帳所持 発達障害診断あり	障害疑い 発達障害疑い	
	健康診断	問題なし 非該当	不明		健診未受診・拒絶	虐待所見あり 低身長・低体重	心身発達状況に所見あり	
	年齢	-	-		0歳～1歳	2歳～就学前	小学生 中学生以上	
世帯の状況	居住環境	問題なし 非該当	不明	放浪/車上生活	著しく不衛生な居住環境	不衛生な居住環境	狭隘な居住環境	
	経済的状況	問題なし 非該当	不明	水道/ガス/電気 ストップ	生活困窮	収入不安定/多額の借金	生活保護受給	
	本児相談歴 (児相のみ)	非該当	不明		虐待による入院入所歴	虐待一時保護歴/複数回の通告虐待以外の施設入所歴	通告歴 虐待以外の一時保護歴	
	きょうだい被虐歴 (児相のみ)	非該当	不明		虐待による入院入所歴 不審な死亡歴	虐待一時保護歴/複数回通告 虐待以外の施設入所歴	通告歴 虐待以外の一時保護歴	
	家族形態	問題なし 非該当	不明		内縁の親子関係 若年保護者	血縁のない親子関係	家族間葛藤あり (多子、介護・病人と同居)	
	父母の状況	問題なし 非該当	不明		顕著なDV	離婚調停・審判中	DVの訴えあり 夫婦間の信頼関係の欠如	
	親族(祖父母等) の交流状況	問題なし 非該当	不明		交流皆無(絶縁・死別)	交流あるも支障あり (遠距離在住/反対等)	年数回程度の交流	
	保護者への面接	済	未	主たる虐待者/それ以外の保護者				
20	面接/接触状況	問題なし 非該当	不明		完全拒否 音信不通	面接拒否	初回のみ面接 以後面接を拒否	面接に拒否的
21	虐待者との同居	問題なし 非該当	不明		虐待者とのみ生活	虐待者以外の大人を含め生活	別居するも交流あり	
「虐待者との同居」が「問題なし・非該当」の場合は以下省略								
主たる虐待者の状況	育児能力	問題なし 非該当	不明	生命維持に直結する 極端に偏った知識	偏った知識/能力なし 無関心/母子手帳なし	育児能力不十分	育児能力に疑問あり	
	教育・保育	問題なし 非該当	不明	登校の禁止	連絡のない欠席	親の都合による欠席が多い	理由あるが、欠席が多い	
	養育意欲	問題なし 非該当	不明		養育意欲なし	養育意欲低下・無力感	過干渉	
	精神状態	問題なし 非該当	不明		極めて不安定(衝動的)	不安定な状態	関係機関の懸念あり	
	社会資源	問題なし 非該当	不明		闇わりを拒絶	特定機関との関わり あるが拒否的	特定機関とのみ良好な関係	
	虐待への認識	非該当	不明		行為、事実を完全否認	行為は認知しているが、虐待を正当化している	一部を虐待と認識	虐待認識あり
	児相援助への認識	問題なし 非該当	不明	虐待者自ら保護依頼	拒絶、暴力・脅迫的反対	拒否的、攻撃的、無視	期待と不安の混在	
	留意点1	受理後72時間以内(基本的調査終了後)に第1回目のアセスメントを行う			留意点2: ブロック会議でアセスメントを変更するごとに記入する。			
留意点3	「S」は一時保護または立入り調査を前提に対応する			留意点4: 不明項目が14以上場合はA、6~13はB、5以下はCとする。				
留意点5	左側ほどリスクは高いと判断する(I>II>III>IV)			留意点6: ただし「S」項目がある場合はAとする。				

【家庭復帰のためのチェックリスト】

虐待（身体・ネグ・心・性）
養困（ ）
その他（ ）

記入職員氏名（ ） 記入職員総合コメント（ ）

氏名（ ） 年齢（ ） 学年等（ ） 記入日 平成 年 月 日

チェックリストのマークについて： A=はい B=ほぼ、はい C=いいえ ?=不明・未調査・その他

		項目	チェック
交流状況	1	面会・外泊等を計画的に実施し、良好な結果である	A□ B□ C□ ?□
	2	経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている	A□ B□ C□ ?□
	3	家庭復帰後の家族関係（内夫等との関係含む）に問題がない	A□ B□ C□ ?□
	4	親子がともに家庭復帰を希望している	A□ B□ C□ ?□
	5	地域内に家庭を支援する機関（セーフティネット）がある	A□ B□ C□ ?□
	6	日常的に子どもを守る人が家庭内または近隣にいる	A□ B□ C□ ?□
家庭環境	7	虐待の認識がある【虐待ケースのみ】	A□ B□ C□ ?□
	8	児童相談所や関係機関の援助を求める意志がある	A□ B□ C□ ?□
	9	子どもへの怒りや衝動のコントロールができる	A□ B□ C□ ?□
	10	精神的に安定している	A□ B□ C□ ?□
	11	子どもの状態に応じた養育能力がある	A□ B□ C□ ?□
	12	子どもの特徴を理解し、子どもの立場に立った見方や感じができる	A□ B□ C□ ?□
保護者	13	健康で、発達・発育が順調である	A□ B□ C□ ?□
	14	対人関係や情緒面が安定している	A□ B□ C□ ?□
	15	安心に包まれた保護者との愛着関係が年齢相応に身についている	A□ B□ C□ ?□
子ども	(番号)		
	(番号)		
	(番号)		

【新任児童福祉司等参考一チェックリスト記入上の着眼点】

※これは新任研修等で使用することを目的に、チェックリストにマークする上で、参考となる着眼点を例示したシートです。全ての項目がチェックされていなければならぬというものではありません。
あくまでも見立ての参考として、ケースの個別性に留意した最終チェックに役立ててください。
乳児についての特記がある場合は、別立てで着眼点を記入してあります。

		項目に 対 す る 着 眼 点
交流状況	1	<p>【面会・外泊の結果を総合分析 -社会診断 施設からも十分な情報を収集し、協議の上、チェックする】</p> <p><input type="checkbox"/>施設の自立支援計画と児相の家庭復帰プログラムにそった取り組みが良好に実施できてきたか <input type="checkbox"/>交流中に暴力、暴言、ネグレクトなどの虐待行為がみられないか、施設と情報交換 <input type="checkbox"/> (微笑) 【乳幼児】一時外泊から戻った時に体重が激減していないか、衛生が保たれているなどについて施設と情報交換</p>
	2	<p>【衣食住といった生計の基本が確保されているか -社会診断 福祉事務所等、関係機関からも情報収集する】</p> <p><input type="checkbox"/>家族で暮らしていくまでの定住地が確保されているか <input type="checkbox"/>保護者に家族生活を営める一定の収入があるか <input type="checkbox"/>借金・ギャンブル等、金銭問題に課題がないか <input type="checkbox"/>新たな金銭問題が発生していないか <input type="checkbox"/>生活保護受給世帯の場合、保護費の使用状況が安定しているか <input type="checkbox"/>保護者に金銭管理能力があるか</p>
家庭環境	3	<p>【家族状況に変化がないか、家庭内の対人関係に問題ないか -社会診断 地域の民生・児童委員等からも情報収集する】</p> <p><input type="checkbox"/>夫婦不和、DV、嫁一姑の軋轢など、家庭内に深刻な対人関係の問題が残っていないか <input type="checkbox"/>相談当初の家族関係と比較して新たな家人が同居していないか。 <input type="checkbox"/>連れ子を含め、新たな人間関係もチェック <input type="checkbox"/>子どもとの同居により、新たな居住地に転居を考えているかどうか</p>
	4	<p>【一緒に暮らしたい気持ちが機を熟しているか -社会診断 施設とも情報交換する】</p> <p><input type="checkbox"/>親子が「ともに」と言う点に着眼。親子がどの程度家庭復帰を望んでいるか、温度差がないか <input type="checkbox"/>家に帰ったらどこで誰と寝るのか等具体的なイメージがあるか（親や家庭を理想化していることが多い） <input type="checkbox"/>はやる気持ちが強いだけの場合はリスク要因として注意 <input type="checkbox"/>子どもの場合施設生活上のトラブル（いじめ等）が原因で、家庭復帰を望むことがあるので注意 <input type="checkbox"/> (微笑) 【乳幼児】言語表現が困難なため、保護者との愛着関係が構築されているか確認する</p>
	5	<p>【具体的な支援が確保されているか。次の危機介入に備える支援体制 -要保護児童対策地域協議会（ケース会議）の活用】</p> <p><input type="checkbox"/>家族を支える各機関が機能と役割をきちんと認識し、いざというときに緊急支援できる体制か <input type="checkbox"/>学校や保育所や保健所等や支援体制が機能しているか</p>
	6	<p>【親族や近隣など身近な支援体制が確保されているか -社会診断】</p> <p><input type="checkbox"/>夜間等の緊急時に発見できる人が近くにいるか <input type="checkbox"/>親族や知人や隣人との信頼関係ができているか、家族が孤立していないか <input type="checkbox"/>日常的に子どもを守り、子どもの望ましい成長を支える人がいるか</p>
保護者	7	<p>【保護者の自己評価と改善努力を反映 -社会診断 医療機関等からも情報収集】</p> <p><input type="checkbox"/>相談当初の主訴が改善しているか <input type="checkbox"/>虐待を認め、虐待に至った要因を理解し、解決に向けての努力をしたか <input type="checkbox"/>子どもを傷つけてしまったことを反省し、子どもに謝罪の気持ちをもっているか <input type="checkbox"/>保護者の、過去の時点と現状の「自己評価」が児相の評価とほぼ同じかどうか <input type="checkbox"/>保護者が具体的な育児スキル・養育知識の習得に努力した効果が見受けられるか等</p>
	8	<p>【保護者が児相を信頼しているか。 -社会診断 保護者の態度の評価】</p> <p><input type="checkbox"/>保護者から児相に連絡をしてくる等、児相・関係機関と保護者が支援関係を築いているか <input type="checkbox"/>虐待再発の危険を保護者が認識したとき、すぐSOSを出せる意志があるか <input type="checkbox"/> (微笑) 【主に乳幼児】保健所の定期的な家庭訪問等を受け入れる姿勢があるか</p>

保護者	9	【保護者のストレス耐性が改善しているか -心理・医学診断 精神科医師とも情報交換を】
		<input type="checkbox"/> 保護者の生育歴や被虐待体験等の分析をベースとして、そのことが子育てにどう影響を今後、及ぼしていくか等、医療的な分析結果・見立てが支援体制に結びついているか
		<input type="checkbox"/> 子どもへの怒りや攻撃的衝動性に気づいているか（気づいていない場合は繰り返される可能性大）
		<input type="checkbox"/> 精神科医やカウンセラーから攻撃的行動がコントロールができるようになったと評価されているか
		<input checked="" type="checkbox"/> ☺ 【乳幼児】一回の衝動的行為で重大事故につながるが、その可能性が低くなっているか
	10	【保護者の精神的な問題が改善しているか -心理・医学診断 精神科医師とも情報交換を】
		<input type="checkbox"/> 不眠、パニック、PTSD、アルコール（薬物）依存やうつ病などの精神症状は改善しているか
		<input type="checkbox"/> 精神的問題を改善するためのカウンセリングや医療機関への通院や服薬が、適切におこなわれているか
		<input type="checkbox"/> 医療機関に入院・通院している場合、主治医の意見を聞いているか
	11	【保護者の養育能力と限界を生育歴等から適切に把握しているか -心理・医学診断 精神科医師とも情報交換を】
		<input type="checkbox"/> 保育所送迎や登校状況が、不規則でないか。保育所からも情報を得る。
		<input type="checkbox"/> 食事をつくることや洗濯・入浴など、健康的な生活の日常生活の基本がなされているか
		<input type="checkbox"/> 子どもの状態に応じた養育技術や養育知識が備わっているか
	12	【親の子どもを客観的に理解する力と受容力の評価 -心理・医学診断 精神科医師とも情報交換を】
		<input type="checkbox"/> 治療指導科のプログラムを受講した場合は、その評価が良好な結果か
		<input type="checkbox"/> 子どもを独立した人格として認め、子どもの障害や発達状況の特性について理解しているか
		<input type="checkbox"/> 親の欲求が子どもの欲求より優先されていないか
		<input type="checkbox"/> 子どもへの要求水準が高過ぎたり、子どもの言動を被害的に受けとめたりする等認知のゆがみはないか
		<input checked="" type="checkbox"/> ☺ 【乳幼児】施設から家庭復帰した直後は多動になることがあるが、こうした時にも適切に対応できるかどうか
子ども	13	【子どもの発達・発育と健康度の評価 -心理・医学診断 精神科医師とも情報交換を】
		<input type="checkbox"/> 発達障害がないか。発達障害は、親の理解程度によっては虐待の再発につながる場合もあり、リスク要因として捉える
		<input type="checkbox"/> 発育の遅れや健康上の問題（障害や病気）はないか
		<input checked="" type="checkbox"/> ☺ 【乳幼児】体重の増加が適切な範囲で推移しているか。
14	【子どもの対人関係・情緒の安定度の評価 -心理・医学診断 精神科医師とも情報交換を】	
		<input type="checkbox"/> 攻撃的・衝動的行動や非行行動などの問題行動が改善しているか
		<input type="checkbox"/> PTSD症状などのトラウマによる症状や対人関係の問題は改善しているか
15	【親に対する肯定的感情と安心できる相互関係の評価 -心理・医学診断 精神科医師とも情報交換を】	
		<input type="checkbox"/> 家庭に帰りたいあまりに、子どもが過度に保護者に順応していないか
		<input type="checkbox"/> 保護者の言動やしぐさに脅えたりすることが残っていないか等、医学・心理面の情報もチェック
		<input type="checkbox"/> 親子が安心・安定して過ごせて、お互いを肯定的に評価できているか
		<input checked="" type="checkbox"/> ☺ 【乳幼児】乳児院に一時帰宅からの帰園の際に、後追いをしているか、笑顔を見せているか、困ったときに親に助けを求めるなど親との愛着関係ができていることを確認する

チェックリストのマークについて： A=はい B=ほぼ、はい C=いいえ ?=不明・未調査・その他